

議案第 8 号

東久留米市立学校薬剤師の解嘱及び委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 2 2 日提出

東久留米市教育委員会教育長 片柳 博文

記

<解 嘱>

解嘱年月日 令和 6 年 3 月 3 1 日

学校名	区 分	氏 名	医院等名称
神宝小学校	学校薬剤師	小林 孝江	しらさぎ薬局

<委 嘱>

委嘱年月日 令和 6 年 4 月 1 日

学校名	区 分	氏 名	医院等名称
神宝小学校	学校薬剤師	伊藤 茂	しらさぎ薬局

(提案理由)

学校薬剤師の退職に伴い、後任を委嘱する必要がある。

議案第9号

東久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和6年3月22日提出

東久留米市教育委員会教育長 片柳 博文

(提案理由)

東久留米市スポーツ推進委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要がある。

東久留米市スポーツ推進委員 名簿(案)

【任期:令和6年4月1日～令和8年3月31日】

	ふりがな 氏 名	再任／新任	委員年数	合算年数
1	やまむらたえこ 山 村 妙 子	再 任	22	22
2	まえだとしみつ 前 田 敏 光	再 任	11	23
3	はらともこ 原 友 子	再 任	20	20
4	かきただたいら 嘉 喜 田 平	再 任	19	19
5	やなぎさわしげる 柳 澤 繁	再 任	18	18
6	さいとうとしゆき 斎 藤 利 之	再 任	14	14
7	あおきすみお 青 木 澄 雄	再 任	13	13
8	うらさきともえ 浦 崎 友 恵	再 任	11	11
9	まつもとみづこ 松 本 美 津 子	再 任	8	8
10	こばちしんろう 小 鉢 真 郎	再 任	8	8
11	そのだきよみ 園 田 清 美	再 任	6	6
12	ひらいちたみ 平 井 千 民	再 任	6	6
13	のだたかのぶ 野 田 孝 宣	再 任	6	6
14	つちだけんたろう 土 田 健 太 郎	再 任	5	5
15	みながわなおみ 皆 川 直 己	再 任	4	4
16	いけべてるひこ 池 邊 照 彦	再 任	4	4
17	いとうゆか 伊 藤 友 香	再 任	2	2
18	はぎわらとものり 萩 原 朋 典	再 任	2	2
19	つのりみきこ 津 乗 美 希 子	再 任	0	0
20	まつながまこと 松 永 真 琴	新 任	0	0

※年数は令和6年4月1日現在

東久留米市スポーツ推進委員に関する規則（抜粋）

昭和37年4月1日教育委員会規則第2号

（目的）

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条の規定に基づき、スポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、次条第1項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、東久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する東久留米市スポーツ推進委員（以下「委員」という。）について定めることを目的とする。

（職務）

第2条 委員は、スポーツの推進のため、その分担する地域または事項について次の職務を行なう。

- （1） 求めに応じてスポーツの実技の指導を行なうこと。
- （2） スポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- （3） 学校等の教育機関その他行政機関の行なうスポーツの行事または事業に関し協力すること。
- （4） スポーツ団体その他の団体の行なうスポーツに関する行事または事業に関し求めに応じ協力すること。
- （5） 住民一般に対しスポーツについての理解を深めること。
- （6） 前各号に掲げるもののほかスポーツに関する指導及び助言を行うこと。

2 前項の規定により委員が分担する地域または事項は教育長が定める。

（定数）

第3条 委員の定数は、25名以内とする。

2 前項の委員の定数がかけたときは、補欠の委員をもつてこれを充る。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、前項の期間中においても委員を解任することができる。

（服務）

第5条 委員は、相互に密接な連絡をし協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するにあたって法令、条例ならびに教育委員会の定める規則および規程に従わなければならない。

3 委員は、その職の信用を傷つけまたはその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（研修）

第6条 委員は常にその職務を行なう上に必要な知識および技術の修得に努めなければならない。

東久留米市教育委員会生徒表彰実施要綱の一部改正について

1 改正の目的

本表彰の目的について、東久留米市教育委員会の教育目標との関連をより一層明確化し、豊かな人間性や努力の過程に焦点を当てて表彰するため。

2 改正する表彰の名称

これまで	令和6年度から
東久留米市教育委員会生徒表彰	東久留米市教育委員会児童・生徒表彰

3 改正する内容

	これまで	令和6年度から
対象	東久留米市立中学校第3学年に在籍する生徒	東久留米市立小・中学校に在籍する児童・生徒又は在籍する児童・生徒からなる団体
表彰基準	(1) 学芸にたゆまず取り組み、その成果を発揮して学校の文化的水準を高めることに顕著な功績があったもの。 (2) 学校の諸行事において顕著な活動を行い、学校生活の充実と発展に貢献したものの。 (3) 生徒会活動や部活動、ボランティア活動等において顕著な活動を行い、学校生活の充実と向上に貢献したものの。 (4) その他、他の生徒の模範となる活動を行い、教育委員会が表彰することが適当と認める成果または行為のあったもの。	(1) 学芸にたゆまず取り組み、その成果を発揮して学校の文化的水準を高めることに顕著な功績があったもの。 (2) 学校の諸行事において顕著な活動を行い、学校生活の充実と発展に貢献したものの。 (3) 児童会・生徒会活動や部活動、ボランティア活動等において顕著な活動を行い、学校生活の充実と向上に貢献したものの。 (4) その他、他の児童・生徒の模範となる活動を行い、教育委員会が表彰することが適当と認める成果または行為のあったもの。
表彰候補者の推薦	(1) 各学校は表彰基準に照らし、推薦に値する男女各1名計2名以内の生徒を選考し、校長が東久留米市教育委員会生徒表彰推薦書（様式第1号）により、教育委員会に表彰候補者を推薦する。 (2) 生徒の推薦にあたっては、学校生活における平素の継続的な実践に着目すること。	(1) 各学校は表彰基準に照らし、推薦に値する原則2名以内の児童・生徒又は団体を選考し、校長が東久留米市教育委員会児童・生徒表彰推薦書（様式第1号）により、教育委員会に表彰候補者を推薦する。 (2) 同一校種に在籍中は、同じ表彰基準による個人の再推薦はできない。 (3) 児童・生徒の推薦にあたっては、学校生活における平素の継続的な実践に着目すること。

4 改正の補足

- ・ 顕著な活動を行い、学校生活の充実と向上に団体として貢献する場合も想定されることから、表彰候補者の推薦については、原則2名以内の児童・生徒又は団体とする。
(例：ボランティア部の継続的な活動が地元広報誌に掲載され、当該校全体で取り組む地域連携の活動に発展した。)
- ・ 表彰を受ける機会を広く確保するため、これまでに表彰されたことがある児童・生徒個人をもう一度表彰することは原則として認めない。ただし、校種が変わった場合は、再度表彰することを可能とする。(例：小学生の時に表彰された場合、小学校を卒業するまでは原則として再度表彰されないが、中学生になった後に表彰されることは可能である。)なお、団体については、単年度で構成が変わることから同じ校種でもう一度表彰することを可能とする。(例：顕著な活動を行い前年度に表彰となった生徒会が、さらに学校生活の充実と向上に貢献した。)
- ・ 本表彰と他の表彰は以下のとおり整理することができることから、部活動を除く教育課程外の事例については、他の表彰の機会を積極的に活用する。

<小学校>

文化	○東久留米市教育委員会児童・生徒表彰	○東京都教育委員会児童・生徒等表彰 ○東久留米市長表敬訪問
スポーツ	○東久留米市教育委員会児童・生徒表彰	○東京都教育委員会児童・生徒等表彰 ○東久留米市長表敬訪問
	教育課程内	教育課程外

<中学校>

文化	○東久留米市教育委員会児童・生徒表彰	○東京都教育委員会児童・生徒等表彰 ○東久留米市長表敬訪問
スポーツ	○東久留米市教育委員会児童・生徒表彰 ○東京都体育協会体育優良生徒表彰	○東京都教育委員会児童・生徒等表彰 ○東久留米市長表敬訪問 ○東京都体育協会体育優良生徒表彰
	教育課程内	教育課程外

※ 参考

<東京都教育委員会児童・生徒等表彰の表彰基準>

- (1) 地道な活動を継続的にを行い、他の児童・生徒等の範となる者
- (2) 当該児童・生徒等が自ら学び考え行動した活動が契機となり、その効果が波及し、他の児童・生徒等の具体的な行動や取組に良い影響を与えた者
- (3) 環境美化活動や福祉活動、伝統・文化の継承活動、奉仕活動、地域社会における活動等を継続的に実践するなど、社会の一員として社会のために貢献しようとした者

<東京都体育協会体育優良生徒表彰の表彰審査基準>

- (1) 体育・スポーツ活動において、秀でた技術を有する者
- (2) 学業が優秀で、学習態度が良く、出席状況の良好な者
- (3) スポーツ精神に秀で、他の生徒の模範となる者

東久留米市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

平成27年3月30日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、東久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 前号に規定する場合を除くほか、教育委員会が認める場合

東久留米市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

平成27年3月27日教育委員会規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、東久留米市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の勤務時間、休日、休暇等について定めることを目的とする。

(勤務時間等)

第2条 教育長の勤務時間、休日、休暇等は、東久留米市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年条例第1号）の適用を受ける一般職の職員の例による。